

第四十回国会 衆議院 商工委員会議録 第十四号

昭和三十七年三月二日(金曜日)

午前十時二十七分開議

出席委員

委員長 早稲田柳三郎君

理事内田 常雄君 理事岡本

理事中村 幸八君 理事板川

理事田中 武夫君 理事松平

浦野 幸男君 遠藤 三郎君

小沢 辰男君 海部 俊樹君

神田 博君 齋藤 憲三君

始関 伊平君 首藤 新八君

白濱 仁吉君 田中 龍夫君

中垣 國男君 原田 憲君

山手 満男君 岡田 利春君

久保田 豊君 小林 ちづ君

中村 重光君 西村 力弥君

伊藤卯四郎君

出席政府委員

経済企画政務次 菅 太郎君

官 官

総理府事務官 中野 正一君

(経済企画庁調 整局長)

委員外の出席者

参 考 国民生活研究 奥井復太郎君

参 考 (国民生活向 上) 所理事長) 高田 ゆり君

参 考 (国民生活向 上) 対策審議会委員 主婦連合会副会 長) 中林 貞男君

参 考 (国民生活向 上) 対策審議会委員 日本生活協同組 合連合会専務理 事) 中林 貞男君

参 考 (国民生活向 上) 対策審議会委員 日本生活協同組 合連合会専務理 事) 中林 貞男君

参 考 (国民生活向 上) 対策審議会委員 日本生活協同組 合連合会専務理 事) 中林 貞男君

参 考 (国民生活向 上) 対策審議会委員 日本生活協同組 合連合会専務理 事) 中林 貞男君

参 考 (国民生活向 上) 対策審議会委員 日本生活協同組 合連合会専務理 事) 中林 貞男君

参 考 (国民生活向 上) 対策審議会委員 日本生活協同組 合連合会専務理 事) 中林 貞男君

参 考 (国民生活向 上) 対策審議会委員 日本生活協同組 合連合会専務理 事) 中林 貞男君

参 考 (国民生活向 上) 対策審議会委員 日本生活協同組 合連合会専務理 事) 中林 貞男君

参 考 (国民生活向 上) 対策審議会委員 日本生活協同組 合連合会専務理 事) 中林 貞男君

参 考 (国民生活向 上) 対策審議会委員 日本生活協同組 合連合会専務理 事) 中林 貞男君

参 考 (国民生活向 上) 対策審議会委員 日本生活協同組 合連合会専務理 事) 中林 貞男君

参 考 (国民生活向 上) 対策審議会委員 日本生活協同組 合連合会専務理 事) 中林 貞男君

参 考 (国民生活向 上) 対策審議会委員 日本生活協同組 合連合会専務理 事) 中林 貞男君

参 考 (国民生活向 上) 対策審議会委員 日本生活協同組 合連合会専務理 事) 中林 貞男君

三月一日
委員西村力弥君辞任につき、その補 欠として山本幸一君が議長の指名で 委員に選任された。

同日
委員山本幸一君辞任につき、その補 欠として西村力弥君が議長の指名で 委員に選任された。

二月二十八日
北海道地下資源開発株式会社法の一 部を改正する法律案(内閣提出第一 〇七号(予)) は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
国民生活研究所法案(内閣提出第八 一号)

〇早稲田委員長 これより会議を開き ます。

内閣提出、国民生活研究所法案を議 題として審査を行います。

本日本法案のため御出席をいただい ております参考人各位は、お手元に配 付いたしました名簿の通りでございます。ま た、国民生活研究所理事長の奥井 復太郎君、国民生活向上対策審議会委 員であらせられる、主婦連合会副会長 の高田ゆりさん、さらに国民生活向上 対策審議会委員で日本生活協同組合連 合会専務理事の中林貞男君、この三君 に御無理を願った次第であります。

この際、参考人各位に一言ごあいさ つを申し上げます。本日は御多用のと

ころでもあるにもかかわらず、本委員会 の法案審査のため御出席いただきまし て、まことにありがとうございます。

厚く御礼を申し上げます。

御承知のごとく、国民生活研究所法 案は、国民生活の実情と動向を正確に 把握するため、所得格差の問題、消費 者物価の問題、生活環境の問題等につ いて、総合的な調査研究を行なう国 民生活研究所を新たに特殊法人として 新発足せしめようとするものでありま す。参考人各位は、国民生活の向上に ついて、それぞれ深い御意見をもち お立場より、忌憚のない御意見をお述 べいただき、もって本案審査の参考に いたしたいと存じます。

参考人各位には、最初お一人十五分 程度御意見をお述べいただき、あとで 委員の質疑にに応じていただきたいと存 じます。

それでは、まず最初に社団法人国民 生活研究所の理事長であらせられる奥 井復太郎君よりお話を伺うことにいた します。奥井君。

〇奥井参考人 御紹介にあずかりまし た奥井でございます。私自身は、昨年 の秋から社団法人国民生活研究所の理 事長かつ所長として勤務いたしており ます。何ゆえにこの社団法人の研究所 所長ということになりましたかと申し ますと、いささか私の平素研究して おります研究領域というものが、国 民と申しまするか、一般国民の生活の 問題にかなり関連があるということ、

また私自身が生活の問題に非常に興味 を持っているということございま す。

ただいま委員長からもお話のござい ましたように、歴代の内閣と申します が、あるいは経済企画庁が、早くか ら国民生活の問題、その問題点に重要 な関心を持たれ、そうして幾つか指摘 されておられた。たとえば先般の生活 白書に表われましたように、所得及び 生活水準の地域的な格差があるのでは ないか、あるいは消費者物価とい うものが高まることによつて、国民の 生活にどのような影響を受けるか、こ ういうようなこと、さらにまた最後に あげられました点といたしましては、 生活環境の施設、公共施設というもの が、生活にかなり重要な関係を持つて いるのではないかと、等々の問題をあげ られまして、そうして国民生活を一そ う深いところから総合的に研究をして いくという御趣旨のように承ってお ります。私自身といたしましては、こ の観点につきましては、非常に賛成で ございます。と申ししますのは、まご とに簡単なような事柄というものが、 かなり連鎖反動的に生活のあり方に影 響を及ぼすということがございます。 その連鎖反動的というところは、どう してもただ一つの専門の研究だけでな く、むしろいろいろの専門分野あるい は専門領域にわたつて、問題を関連せ しめながら考えなければならぬといふ ことではなからうか、こういうふうに考 えます。

そうしてまた、一応いわゆる巨視的 な観点から申しますと、しばしば言 われますように、地域的に、東京と 鹿児島との間に倍あるいは三倍に近い 格差があるというのを申し上げても、 ただ地域が違ふからさうだといふ ことではなくて、その地域にどういふ 特徴が行なわれているか、そのなり わいがかりに第一次産業的でありま しょうと、第二次産業的でありましょ うと、第三次産業的でありましょ うと、さらにその第一次、第二次、第三 次のそれぞれの職業それ自身の中にあ りまして、業態の違い、規模の違い というようなことによつても影響する ところに違いがあるのではないかと。た とえば、先般静岡市へ参りましたが、 あそこでは昨年の暮れの金融引き締め の影響というものがほとんど即時には 痛切に感ぜられない。約半年おくれ てくるというのです。事、金融に関しま する問題では、かなりそれらのものが 敏感に、右から左、東から西へと移つ て、影響があつてもよからうと思つ ているのであります。にもかかわらず、 そ ういったような状態、そういうようなと ころ、地域ということにさういふ相違 があります。地域における相違とい うものは、その地域がどういふ産業を 乗せているか、その地域におきますと ころの人の生活の、私どもでは構 造というふうな言葉を使っておりま す が、生活の構造あるいは生活の裏面と いうようなことはどういふことか、な おこまかに内部的に分析しなければな

らないところが多々あるように思いますが。

第三点の、生活環境あるいは公共投資の問題になると、なお一そうそうでございます。これはしばしばジャーナリズムその他の方面におきましても指摘せられておきますように、今日のレジャー・ブームあるいは消費ブームということから見ると、日本人の生活のあり方というものは、全体にアンバランスじゃないかという御意見が出ております。ということは、高級の電気家庭用具というものは準備せられていくにかかわらず、なお尿尿の処理の問題、下水道の問題というものはどうだ、たゞは住宅の居住状況はどうだ、最も住生活においてのおくれというものが指摘せられておられるのでございませう。さらには、生活の面を個人の家の中とか家庭の生活だけに限りません、それを取り巻く生活環境の点から見ますと、すでに周知のごとく、日本国民の生活環境の整備の度合いというものはきわめて貧弱でございませう。この意味におきまして、生活環境というものが整備せられることになりませう。これはどのようにわれわれの生活に影響を与えていくか。生活上というよりな点から見ますと、生活環境の整備された場合にどうであるか、これらの点につきましても、いろいろの技術的な施設の問題というものは、かなりそれぞれに論ぜられておりました。ところが、国民生活と申しますか、われわれ生活を一つの集約的に取り上げてみましたときに、そういう環境施設の有無、あるいはそのあり方いかんというものが、われわれの生活にどのような社会的な関連を持つて

きておられるか、こういう問題に相ならうかと思ひます。

なお、私も考えたいと思ひますのは、近ごろは単に地方公共団体あるいは国の施設でなくして、企業経営者自体がいろいろの仕事をしております。これもなかなか見のがすことのできない点ではないかと思ひます。つまりただ単に国民それぞれが生活のために用意をするということではなく、また市町村というよりな地方自治体が、居住者の公共団体がそれを用意するということではなく、さらにその国民それぞれが属しておられます職場の関係等においてのいろいろな施設というよりなものは、やはりこれまたここで申し上げますように、国民生活の向上あるいは国民生活の問題それ自体に深い関連を持つてくるんじゃないか。このような意味合いにおきまして、すでにそれぞれの個々の問題あるいは個々の場におきましては、すぐれた研究があると思ひます。どうしてそれを総合する、集めていって、そうして一段とより深く、より広いところの国民生活の問題点の究明をする、こういう場がほしいということは年来からの念願であつたのであります。

また昭和三十四年でございませうか、国民生活研究協会というものが発足いたしました。それがさらにだんだん経過を経まして、昨年社団法人の形をとって国民生活研究所というものに相なりました。前々からの直接、間接の関係でもって、私とその所長、理事長の席を汚すことになりました。私は自分自身の建前から見まして、この国民生活研究というよりなものに対する必要というものをどのように考え

ておられますことを申し上げて、私の陳述を終わらしていただきます。

○早稲田委員長 ありがとうございます。引き続きまして、主婦連合会副会長であらせられる高田ゆりさんをお願いいたします。

○高田参考人 私は国民生活研究所法に期待を寄せております。

政府は、この一、二年消費者保護行政ということを取り出されて、経済企画庁では国民生活向上対策審議会を設けたり、東京都では消費生活物資対策協議会というものを作り、国民の生活環境の問題とか、巧みな販売戦術や技術革新によつて流出する商品の選択に非常に戸惑つておられる消費者が買ひものを考える場合の保護や援助の手だてを考へまして、食料品や家庭用品の流通対策などが検討されるということもございませう。その上今国会には私どもがかねて主張し要望し続けておりました不当顧客誘引行為防止法案も公正取引委員会から提出されることとございませう。またきよりの新聞では、だいたい難航するようではありますけれども、各省の物価安定対策が報道されておられます。そういうふうな政治の運びが過ぎたきりはいはせいでございませうけれども、消費者保護行政が少しも取り上げられてきた。ことに暮しを守る主婦の立場から、これらに非常に注目している次第でございませう。ただ、これが一時的なスローガンや選挙対策の手段に終わつてしまわないように、私たちの暮しに、打てば響く政治となつて反映して下さるようになり、切望する次第でございませう。

と申しますのは、消費者保護に関係のある法律というのは、現在でも各省にたくさんあります。その法律が消費者の役に立たなかつたり、指導が徹底していなかつたりして、私どもの暮しを守つていない場合が多々ございませう。たとえば、昨年の行政管理局の調査の御報告にもございませう。調査に、食品衛生法ばかり、計量法ばかり、繊維製品品質表示法ばかり、いろいろとまだ消費者を守ることを行たしながら、全然運用が不完全なものがございませう。特に衛生立法に名をかりた環境衛生管理法が、これは経済立法ではないかというふうに私どもこの法律ができるときに大へん反対したのでございませうけれども、この環営法は、今非常に物価の値上がりによる乗値上げの一つの根拠になつておられるにございませう。こういう法律の不備というよりなものも、私たちの国民の動向調査の不備ということから来ているのではないかと、いろいろにも考えられます。

それから、私どもの方では苦情相談の窓口を開いておりますけれども、その中に生活環境の尿尿処理、ごみ処理の問題が非常に多々ございませう。やはり私たちの暮しの問題と生活環境の問題についての調査が不十分だということに、それが起因しているのではないかと、いろいろにも考えられます。

また、物価の問題にしても、私どもは最近の物価の高騰に非常に弱り抜いておられますけれども、油田さんは御覧の物価が下がっているから、横ばいだから大丈夫だ、大丈夫だとおっしゃるおられましたが、それおっしゃるそばから、公共料金の特例のものの値上げが行なわれ、分べん料から墓地料、そ

が木綿の場合には一枚五百円という計算で値段が出るかもしれないけれども、消費形態がだんだん変わって、テトロンワイシャツを一年三枚使うという事になります。その値段は倍になるわけでございます。そういう点に非常に私たち生活をしている者に、それから私たちが生活の方々の資料とする資料に何かズレが出ていたのではないかというふうに考えられます。また油田さんが、先ほど申しましたように、卸売物価指数が安定しているから大丈夫だとおっしゃいますけれども、消費者物価指数が上がっているのは、やはり卸売物価指数と消費者物価指数の品目の取り上げ方が違っているのではないかと、いろいろなことも考えられます。こういうふうな調査不十分なために、国民生活の実態調査ということが何か間違っているというは大へん言い過ぎかもしれないけれども、何かズレた結果が出ていたのではないかと、いろいろに考えられます。特に消費者物価は国の総合政策の現われで、もし五歩も上がったら、ほかの国では大きな問題にされるのに、日本ではそれに対する科学的な分析報告もされないことが多いというのが現実です。私もはこのようなことでは大へん困ると思っております。

それで、国民生活の実情と動向を正確に、しかも迅速に把握して、それを行政面に反映させることが政治だと思ふので、国民生活を向上させるために、国民生活の実情と動向を調査するという研究機関ができるということに非常に期待をしておるわけでござい

第一類第九号 商工委員会議録第十四号 昭和三十七年三月二日

業を保護育成する官庁のもとではなくて、経済企画庁の監督にあるというもけつこうなことだと思っております。ただ、このような調査なり研究というものは非常に地味で、その効果をおげるまでには非常に費用がかかるのではないかと思われます。現在の一億円くらいの出資でどの程度の仕事ができるか、今から私は心配しております。また、政府以外の出資を受けるというところが法案の中に入られておりましたけれども、もし政府以外の出資を受けるとすれば、その運営や事業の内容が、国民生活の向上のためという本来の目的がゆがめられてしまうという懸念を持っておる次第でございます。ただいままでの社団法人国民生活研究所の仕様の内容を拝見しますと、経済企画庁及びほかの官庁からの依頼の調査と同時に、業界、おにも協会の仕事も引き受けておられますようでございますが、財界の出資も受けることになれば、業界からの仕事も委託を受けるような形になるのではないかと、いろいろに思われます。国家の手で特定の業界のための市場を調査したり、特定の業界の発展のための研究機関とならないよう、あくまで国民生活向上のための研究機関として運営されることを特に要望する次第でございます。

そこで、運営の面でござりますけれども、第十九条に参事会を置く仕組みになっておりました、学識経験者といふことになっておられますけれども、参事会には実際に消費者運動をやっている代表者をぜひ入れていただきたいと思っております。最近はいろいろの団体を集めて、名前だけあつかも消費者の集まりのように見せかけているものもござ

第一類第九号 商工委員会議録第十四号 昭和三十七年三月二日

います。生活経験を実際に持って、暮らしに結びつく消費者運動をしていって代表者をぜひ加えていただきたいというふうにお願ひする次第でございます。それから、二十三条に長官の認可を受けて委託調査ができることになっておられますけれども、委託調査は参事会に諮るようになっていただきたいと思っております。それから、委託調査は参事会の委託と同時に、消費者組織からの委託も引き受けていただきたいと思っております。消費者組織の委託の場合には、大へん虫がよいと思っておりますけれども、無料で委託を引き受けていただくようにぜひお願いしたいと思います。そして物価調査、生計調査はもちろんのこと、欧米各国の消費者保護の今後の情報などももちろん、消費者意識の向上や消費者運動に役立つような調査をして、必ず情報を国民に流すようにしていただきたいというふうに考えております。

で、三十五条にその報告の項が示されておりますけれども、経済企画庁長官が要請すれば報告するだけでよいように書かれてありますが、必ず経済企画庁長官を通じて国会に報告を出して、国民全般に知らせていただくような仕組みにぜひしていただきたいと思っております。それにしても、このような調査は費用がかかることでもあり、ほかの影響を受けないで自主的に運営をするために、ほかの出資を仰がずに済むような仕組みにして国の予算を十分に出す必要があるのではないだろうか、その点を十分検討していただきたいと思

第一類第九号 商工委員会議録第十四号 昭和三十七年三月二日

れど、この運営や仕事の内容があくまで国民生活向上のためのものになるよう切望いたします。イギリスでも消費者保護のために予算を計上し、政府の援助のもとに有力な消費者保護機関を作るよう提案され、大蔵省のもとに独立の消費者保護委員会が作られたと聞いておりますし、アメリカでもケネディ大統領のもとに消費者諮問委員会ができたと聞いております。英米で共通して言えることは消費者の公共利益を代表すべき有力な機関が必要であるということが議会で主張されており、消費者の利益と教育のために、公平な立場から資料が国民に提供されているということでございます。私は国民生活研究所を土台として、消費者を保護する生活省というものが日本にも実現するよう要望して、私の意見を終わらせていただきます。(拍手)

○早稲田委員長 ありがとうございます。引続きまして日本生活協同組合連合会専務理事であらせられる中林貞男君にお願ひいたします。

○中林参考人 私御紹介をいただきました中林であります。日ごろ生活協同組合の仕事をやっております。物価の問題その他のことと、いろいろ取り組んでおるわけでございます。そういう関係で消団連の仕事などもいたしてはいるわけですが、そういうような立場で現在の日本の私たちの消費生活のいろいろなことを考えてみました場合に、原則的にいろいろ問題もあるかと思っておりますけれども、私はこの国民生活研究所法案というものを、結論を申し上げますと、賛成をするわけです。ただ私は原則的に賛成するか、どういふ立場で賛成をするかというのを少しく申

第一類第九号 商工委員会議録第十四号 昭和三十七年三月二日

し上げまして、国会の御審議にぜひ御参考にしていただき、また法案が成立しました後における研究所の運営に十分御配慮をお願いしたいという工合に考えるわけです。具体的ないろいろな点は今主婦連の高田さんが詳しくおっしゃいましたので、そういうことは重複を避けまして、私は簡単に私の感想を述べたいと思っております。

今度この研究所が法律によって特殊法人になるということ、最近消費者行政というよりなことから、消費者保護ということがいわれておられるけれども、ほんとうにそのことが高田さんのおっしゃいましたように、消費者のためになつていくかどうかということをお考えました場合に、われわれは非常に疑問を持たざるを得ない。むしろいろいろな品物を作っている生産者の側に立つての消費者行政というよりな面が非常に強いんじゃないか、そういう点は特に日本は、ヨーロッパ各国に比較しました場合に、消費者保護という見地に立つての消費者行政ということ、私は非常に思っているというところを常に思っているわけでござい

ます。特に最近の高度経済成長という中において、設備投資というよりなものがどんどん行なわれて、方々に新しいコンピュータというよりなものができたりしておりますけれども、その反面において、この法案の提案理由の中にも書かれておりますように、一方においてひずみと申しますか、格差というものも非常にひどくなつていっている。この問題をやはり消費者行政というところを取り上げる以上は真剣に取り上げていかなくてはならない。また物価がどんどん上がっていくというこ

第一類第九号 商工委員会議録第十四号 昭和三十七年三月二日

との問題とも、私は政府においてももつと真剣に取り組んでいただきたいというふうに考えるわけです。

それで、私も物価が上がる物価値上げ反対だということでもしよつちゅう反対運動とか、いろいろやっておりますが、しかし、私も反対を叫ぶ立場に立つていろいろなことを調べようと思つても、データとかいろいろ資料がないということ、やはり非常に考えさせられるし、またそういうような物価問題などについての研究ということ、ほんとうにどこでなされていくのだといへば、私は日本においては非常に立ちおくれしているというふうに考えざるを得ない。特に流通過程の問題というのは、日本においては非常に複雑であるし、従つて、物価はどういう経過を経て、どういうふうにしてきまるのかというふうなことなどについても、もつと科学的な研究ということがなされるべきじゃないだろうか、そういうふうな流通過程の面におけるところのいろいろな研究ということが日本において非常におくれしている、これは私がいろいろの仕事をしております立場から考えましても痛感しているわけでございます。従つて、そういうふうな研究機関というものはぜひ作られなくてはならない。しかし、それを財界の寄付だけでやるのか、財界の寄付を集めてとかいうことになりますと、どうしてもひもがつかざるを得ない。従つて、私はそういうふうな研究というものが、できるだけ政府の予算によつて、そして公正な立場でそういう研究がなされるようにしなくちゃいかぬと思つます。従つて私はこの研究所で政府の予算の裏づけによつて、十分公正

な運営がされるようにぜひしていただきたい。財界の寄付というよりなこと、現在の予算その他の点からやむを得ない点もあるかと思つますけれども、私はそこにあまり重点を置くのではなくて、やはり国会の先生方のお骨折りによつて、できるだけ国の予算で、そして中立公正な立場でこういうものの研究がぜひなされるようにしていただきたいと思いますというふうに私は考えるわけです。そういう立場から、私は原則的にこの法案の成立ということに賛成をするわけです。

ただ、その反面において、やはり政府がやるということになりますと、とにかく官僚化していくんじゃないか、また研究そのものが非常にそういうふうな形になつていくんじゃないかといふことを一面において憂慮するわけでございます。従つて、そういうふうな点については、この研究所の運営については十分御配慮を願わなくちゃいけないのではないだろうか。従つてそういうふうな点は、今高田さんがおっしゃいました、参与会の運営なり役員の話成なり、そういうふうな点に十分配慮がなされるようにぜひ御審議をお願いいたします。

それから、研究所が特殊法人としてスタートした場合その運営、あるいは調査研究の態度というものについて、ぜひ十分考えていく必要があるんじゃないか。現在大学は大学で、いろいろな研究をやっておりますが、大学の研究は象牙の塔における研究であつて、実際の役に立つものが、もちろん長い目で見れば大学の研究室というふうなもの、私はできるだけ予算措置で強化していかなくてはならな

いと思つますけれども、やはり大学の研究室における研究というものと、今度できまます国民生活研究所における研究というものは、おのずと違ったものでなくてはならないのじゃないだろうか。あるいはまた現在、内閣統計局における統計というものは、かなり完備しておりますけれども、やはり統計というところになりますと、全部ならして平均をとるとか、いろいろなことになりますと、生活の実態にはたして統計というものがマッチしているかどうかといへば、統計の魔術と申しますか、そういうものによつて実態がおおい隠されるという危険性もあるわけでございます。従つて、そういうふうな点に、具体的な実態調査ということと並行して、この研究所の運営がなされなければならぬし、特に最近のように生活構造なりその内容が急角度に変化しつつあり、一面においてそのアンバランスというものが拡大しているという現状においては、できるだけその研究というものが、国民の生活の実態と結びついた形においてなされなければならぬ。そういうふうな意味においては、婦人団体なり、あるいは私らのやっておる生活協同組合なり、あるいは農業協同組合なり、あるいは労働組合なり、いろいろのそういう国民の生活と結びつきました組織がありますし、そういうふうな組織における調査研究というものが、最近では調査部とかいろいろのもの、あるいは団体でもできて、いろいろな調査機能も整備されつつありますので、そういう大衆の実態生活と結びついた組織の調査研究というものと十分御連絡をいただきたい、この調査研究というのが、ほんと

りに国民の生活の実態に即した調査が行なわれ、それが行政の面に反映されるようにぜひ御配慮をいただきたいというところを、賛成するにあつて非常に強く私はお願いをいたしたい。

また、そういう調査研究というものが現在の日本において非常に大事である。従つて、この調査研究というものは、一党一派とか、いろいろなところに偏することなく、実際の国民生活というものを十分掘り下げて研究がなされて、それが行政の面に反映されていくように私は御配慮をいただきたいというふうに考えるわけです。

最後に、これは研究所というものを私の友だちがやつておつたりしますが、いろいろ見ておりました、研究所の一つの弊害ということを示しますと、とかく研究所は、研究をやる人の個人の嗜好と申しますか、好みによつて研究がよくなされて、従つて、やはり全体の広い立場に立つての研究ということが、とかくおろそかにされがちであつて、これは奥井先生を前にいって非常に失礼なんですけれども、学者とか、こつちの研究家の研究というものは、その研究当事者の嗜好と申しますか、好みによつて研究がなされる危険性があつて、それが広い立場におけるいろいろな実態と結びついていくかどうかということになりますと、なかなかそれはむずかしい問題だと思つます。そういうふうな点についても、この研究がせつかく国の予算でやられることになるのですから、できるだけ諸先生方の御配慮によつて予算がとられて、そうしてつぱな研究所になることを希望するわけでございます。反面、学者と申しますか、研究者の個人

的な嗜好によつて、とかく研究所というものが運営されがちでございますが、そういうふうな点についてもぜひ御配慮をいただきたい。従つて、そういうふうな点について申しますと、参与会の構成なり運営なり、あるいはまたこの結果に対する報告というふうなものについても、できるだけ国会に報告の義務を持たせるとか、あるいはそういうふうな点についても十分本来の機能が發揮されるように諸先生に御配慮をいただきたいということ強く私はお願いをいたしまして、私のこの法案に賛成する理由といたしたいと思つます。(拍手)

○早稻田委員長 ありがとうございます。これにて参考人各位の御意見は終わりました。

○早稻田委員長 次は、参考人並びに政府委員に対して質疑の通告がありますので、順次これを許します。松平忠久君。

○松平委員 同僚各位の質問があるところありますから、きわめて簡単に一、二点御質問申し上げたいと思つます。

奥井先生にお伺いいたしますが、今まであった研究所が今度特殊法人になるわけですが、企画庁からここにもあります国民生活白書というものが出ております。この生活白書の内容のいろいろな資料とか、そういうものは、今日まであなたの方の研究所でどの程度この白書を作るのに資料を提供されたか、あるいは実質的にどの程度これに参画しておつたかということを

第一点としてお聞きしたいと思いま

す。
第二点は、この研究所における調査の方法であります。この調査の方法は、どういふようなやり方をしておられたか。つまり調査の方法といふものはいろいろあると思ひます。新聞社の世論調査のような抽出的な方法もありましようし、あるいは統計によつてやる、しかもその統計の方法も、もつぱら政府の統計にたよるといふこともあるように思ひますし、いろいろな方法があると思ひますが、主としてどういふ方法で御調査をやられておつたかといふことではあります。

それから同時に、今後特殊法人になつた場合におきましては、今までの方法を顧みてそれを統行していくのがいいか、あるいは何らか新しい構想のもとにやつた方がいいかといふことについて、御意見があれば承りたい、かように存じます。

○奥井参考人 第一点は、先般企画庁から御発表になりました国民生活白書に對して、研究所はどのくらい資料その他において仕事をしたかといふことでございます。これは、ただいまの社団法人としての研究所の設立の経過を申し上げないとあるいはおわかりにくいかと思ひますが、実はすでに企画庁方面の方々の間で、生活研究の問題が重要だといふことが論議になりまして、三十四年に協会として発足したことはすでに申し上げた通りでございます。そして三十六年になりまして、この協会において企画庁からの委託調査を引き受けたといふことでございます。従ひまして、事前にいろいろな関連から私どもの方の研究につ

いて、企画庁の内部におけるそれらの専門の調査あるいは研究担当の方々と間に話し合いといふものはなかつたと思ひます。この委託調査の結果が、研究所の正式の業績として報告せられるのが本年の三月になつておりました。その間に中間報告等において若干のコントリビューションといふほどじゃないのですが、それはあつたと思ひます。しかし、むしろ双方企画庁自身もあの白書でもつてこれからの問題を提

供されていくといふような考えであると思ひます。ただ、三十六年度企画庁の委託調査費を約一千万円でございませうか、これを協会として受け、さらにそのことがありますために、社団法人国民生活研究所と組織がえになつたと、これは先ほど申し上げた通りでございます。

なお、研究所の研究の方法としましては、ただいま松平議員からの御指摘のあつたような通りでございます。あるいは直接に調査対象を選びまして、クエスチョンネアを渡しまして、アンケートを求めるといふこともござい

ます。あるいは家計簿、生計費等の問題につきましては、それぞれそのところの結論、結果といふものを参考にさせていただく、それと同時に私たちの方でも自主的に家計簿記入を適正に選択せられたりしたサンプルによつて書いていた

な苦情といふものをどういふふう

に処理していくか、その背景等々、そういうふうなことで、今までやつておりましたところでは、その問題々々によりまして、いろいろな調査の方法をとつておられると思ひます。第二点はこれでお答えになりましたかどうか疑問でございませうか……。

第三の点でございませうが、これは私

が今の社団法人国民生活研究所を引き受けるに至りました私の動機といふものを端的に申し上げます、ほんとうに仕事をしたいといふことなんです。もちろんその仕事は国策の面に重要な影響を持つんだといふものは、研究者としての当然の心がまえであらうと思ひます。受け入れられなくてもいいんだといふようなものじゃないと思ひます。ただし、これは国策の観点から、またこれを一つの実行政に上す立場という問題があらうと思ひます。そこで中林参考人がまことにいいことを言つて下つたのでありまして、私は中林参考人とその点では同意見でございます。ほんとうに学者にこの研究所のための仕事をしてもらいたい。私もは学界あるいはまことに経済的基礎、財政的基礎の貧弱な研究機関にタッチしておられます。それにせざ

て自分の畑を持つていつてしまふとい

うふうにお話しになりましたが、これは自分の畑を持つていかせないよう

に、学者を職人として使えといふのが私の意見なんです。この仕事をやるからお前どういふふう

にやらな

と思ひますが、今後特殊法人にした場

合におきまして、研究の成果を国政に反映させる何らかのうまい方法といふようなことについて御意見があるかどうか。

それを奥井先生にお伺いすると同時に、この研究の成果を国政に反映させるために、企画庁としては一体どういふことを考えておられるか。ただ単にこれを本か何か作つて公表するといふようなことであるのか、あるいはその重要な部分については、政府に對して、一般の消費動向その他の生活はこれこれであるから、こういふところに

も少し力を入れてやるべきではないかといふ勧告みたいなものをするのか、何かそこに研究の成果が行政政治面において尊重されなければならぬ、そういう立場に政府自体は立たなければならぬと思ひます。そこで、その点について、それぞれ奥井先生と政務次官のお考えを知らせていただきたい、こう思ひます。

○奥井参考人 研究所が特殊法人となる、あるいはなつたといふことの過程におきまして、研究所が、一応規定されております限りにおいては、特別に政府に對する建議とかあるいはサゼスチョンといふことはなないようでありませう。

しかし、先ほど申しましたように、研究所は当該問題に對して十二分の研究調査をしてその結果を出す。ここにございましては、研究所の仕事といふものは技師みたいなものであります。こういう問題をどうだと思ひます。これはかようなしじかかである、こ

なされるかというの、やはり主体の方がきめることであらうと思ひます。ただ非常に心強く思ひましたのは、また再び両参考人を私の助太刀に利用して恐縮でございますけれども、お二人とも非常に研究所に期待を持っておられる。そのことで、研究所がかりに委託調査、あるいは独自の研究で報告を出したという事は、ただ報告書ができたということだけでなくて、たとえば生活協同組合の方々の方にもあるいは主婦連合会の方々にも、それが影響という大きいかもしれないけれども、とにかく向こうに行きます。そうしますればそれをプラスにもマイナスにもまた使つてやつて下さる。ちよと池の中に石をほうり込んだのと同じように、私の方を中心に申しますと、そこへ石をほうり込みますと、だんだん波紋を広がっていくのと同じようなことになると申しますか、そういう広報活動的なこと、そして諸団体との連携を密にするということ、これはやってみたいと思つております。

○普政府委員 研究所で研究がまともになりました成果は、直接政府もいただきましますし、また関係各省、関係の官民それぞれの機関にも御配付を願ひますと思ふのでありますが、多くの場合は、その成果に基づきまして、国民生活向上対策審議会の議にのぼせることが多いと思ふのでございます。審議会の方で、本研究所の成果に基づきまして、政府にいろいろ意見具申をしていただきましたり、あるいはまた政府側から出しました諮問に答えていただきましたり、多くの場合その手続を経ました上で、企画庁といたしましては、

国民生活の向上に關するそれぞれの各省の所管の権限がございましてから、それぞれのの方に連絡をいたしまして、それぞれ具体案を作つていただくように推進調整役をいたすつもりでございます。そうしまして、各省がそれぞれ動いていただきましたのを、企画庁として大いに総合調整推進をいたしたい、こういうふうにご考えております。ただ、研究所の研究の結果がむだにならぬように、今申し上げましたように、審議会の活用なり、各官庁本来の活動なりというものを大いに盛んになるように推進、調整していく決心でございます。

○早稲田委員長 西村力弥君。西村(力)委員 まともにもなくお尋ねするようになって恐縮に思ひます。この研究所を特殊法人に切りかえるという事は、研究所の必要性からという工合になつたのか、役所の側からという工合のような方向を出して参つたのか、これは国民生活研究所を、真剣に、よい成果を生もうと努力せられまして、どうにもならない障害というものがあつて、そしてどういふ工合に切りかえざるを得ないという工合になつたんだらうと思ふのですが、その間のいきさつはどういうことでございませうか。

○西村(力)委員 せつかく社団法人として、民間の創意を自主的に發揮して、民間の創意を生もうとしていらつしやるのを特殊法人という企画庁に直結する機関に切りかえる、こういうことはやはりそういう当事者の側からの要望という工合が主になつていくから、そういう工合に特殊法人に切りかえていくんだという行き方をとることは、少し逆ではないかという気がするのです。先生のお話を聞きますと、そうなんだんじやなからうかという推測の域を出ないというところでございまして、研究側からの意思表示によつて動いたのではないというところでございます。私はその点、物の運び方としては少しいけないと思ふ。そういうところに、先ほどから参考人の御意見に

ありましたように、役人の監督下に嚴重に縛られると、つまらぬところで一生懸命苦勞をしなければならぬということになつて参りますし、ほんとうの自主的な自由な研究というものはむずかしいということになる場合が往々あります。この切りかえる契機というものは、この切にかえる契機というものが問題であると思つておるわけですが、相当膨大な費用を要するにせよ、社団法人という形式ではなかなか思ふようにそれができないということから、資金面からやむを得ず参つたんだらうという工合には推測しておるのであります。それで、この資金面は、政府が一応今後出資をする予定のようでございますけれども、やはりどうも民間資金の供給というものは仰がなければならぬということではあります。今までも民間からいろいろ委託研究をやつた場合に、先ほど高田さんがおっしゃつたような工合に、民間の資金を受け入れることによつて縛られる、こういうことと懸念するということがございまして、今までの、そういう工合に資金を仰ぐと、そこにひもつきの苦勞が現実としておありかどうか、その点はいかがでございますか。

○西村(力)委員 せつかく社団法人として、民間の創意を自主的に發揮して、民間の創意を生もうとしていらつしやるのを特殊法人という企画庁に直結する機関に切りかえる、こういうことはやはりそういう当事者の側からの要望という工合が主になつていくから、そういう工合に特殊法人に切りかえていくんだという行き方をとることは、少し逆ではないかという気がするのです。先生のお話を聞きますと、そうなんだんじやなからうかという推測の域を出ないというところでございまして、研究側からの意思表示によつて動いたのではないというところでございます。私はその点、物の運び方としては少しいけないと思ふ。そういうところに、先ほどから参考人の御意見に

○奥井参考人 先ほど申上げましたように、菅野和太郎氏が企画庁の長官であつた時代から、国民生活の問題に企画庁としては重要な関心を持たざるを得ないという議があつて、長官としての御意見であつたか、あるいは菅野博

○奥井参考人 先ほど申上げましたように、菅野和太郎氏が企画庁の長官であつた時代から、国民生活の問題に企画庁としては重要な関心を持たざるを得ないという議があつて、長官としての御意見であつたか、あるいは菅野博

○西村(力)委員 民間の出資あるいは委託を受けても、それに左右されることはなかつたということ、私たちがとしては大へん心強く思ふわけなんです。今後そういう工合に、本来の消費者優先の立場に立つ研究所であるべ

く、マーケティング調査でございますから、一々品物の銘柄についてどうかというふうなことでなく、一般的にこういう品物はどうなつてゐるか、たとえばお手元にも行つてゐると思ひます。絹織物でございますと、絹の需要測定及び需要動機に關する調査というふうなものがございまして、これらのものがわれわれ国民の衣料生活の中において、これからの化学繊維というものが出てきたときに、絹というものがどうなるかという、そういう一般的なものであつて、そのために絹を使わなければならないとか、あるいはそのためにどうという結論が曲げられていくということ、私はないと思ひます。

○奥井参考人 先ほど申上げましたように、菅野和太郎氏が企画庁の長官であつた時代から、国民生活の問題に企画庁としては重要な関心を持たざるを得ないという議があつて、長官としての御意見であつたか、あるいは菅野博

○奥井参考人 先ほど申上げましたように、菅野和太郎氏が企画庁の長官であつた時代から、国民生活の問題に企画庁としては重要な関心を持たざるを得ないという議があつて、長官としての御意見であつたか、あるいは菅野博

○奥井参考人 先ほど申上げましたように、菅野和太郎氏が企画庁の長官であつた時代から、国民生活の問題に企画庁としては重要な関心を持たざるを得ないという議があつて、長官としての御意見であつたか、あるいは菅野博

○西村(力)委員 民間の出資あるいは委託を受けても、それに左右されることはなかつたということ、私たちがとしては大へん心強く思ふわけなんです。今後そういう工合に、本来の消費者優先の立場に立つ研究所であるべ

く願いたいと思っております。

ところで、この研究所が国民生活向上対策審議会の基礎資料を作るのだというお話のように先ほど菅次官が申しましたが、それと直結するだけではないのですけれども、そういう場合に、国民生活向上対策審議会の研究テーマとして掲げているのは、新しい生活の型とか、あるいはさまざまのそういう生活消費革命に伴う環境施設はどうあるべきかということが一つのテーマである。それから、消費者保護といふことはどういふ施策をとつたらいいかということが諮問されたテーマだと言っております。そういうテーマを審議して、直接的に消費者保護を推進していかうかという場合なんです。が、そういう場合に、研究所としては、それだけにこだわらず、なお日本の現状あるいは国民の生活の現状からいまして、一体消費者の経済的な地位をどう向上するかというような問題、——それにはいろいろあるでしょうが、私はこの前の委員会において一番最初に指摘した問題は、広範なる層の厚い低所得者層という、こういうものの実態と、この引き上げ策をどうするかという、ここにやはり重点を置かないと、消費者一般を保護するといふようなことは、現実からますます遊離するのではないかと、こういう気がするので、今消費額がどんどん上昇しておりますけれども、格差がひどくなる、こういうことでもありました。そういう低所得者層の格差意識というものはどういふ工合に現われているか。これはまことにだんだんと深刻さを増して行く、こういう状態にあるわけでありませう。ですから、そういう問題に

ついては、研究所のテーマとしてどうしても取り上げられなければならないと思つて、また産業構造の二重性という問題も、こういう問題も、やはり中小の小さいメーカーというものはあまり高いものでない、また優良品よりも、全部というわけじゃないけれども、粗悪品を作るといふ傾向がある。そしてその粗悪品というものを買い

ついで、研究所のテーマとしてどうしても取り上げられなければならないと思つて、また産業構造の二重性という問題も、こういう問題も、やはり中小の小さいメーカーというものはあまり高いものでない、また優良品よりも、全部というわけじゃないけれども、粗悪品を作るといふ傾向がある。そしてその粗悪品というものを買い、あるいは低所得者層、そういうものが悪循環を繰り返して行く、こういうようなことになって行く問題、さまざまのそういう問題があるわけでありませう。社会福祉の問題、これは国民生活向上対策審議会の速記録を見ますと、これは未梢の問題だ。未梢的な問題といふとなんか、この対策審議会の本質的な問題じゃない。確かに社会保障制度審議会とかさまざまありますが、こういう問題もやはり消費者の経済的地位の向上、それが一番最初に低所得層の引き上げだとか、こういうような観点をとる場合においては、やはりいろいろな重要な問題として取り上げて参らなければならぬ問題じゃないか、こう思つておるわけなんです。国民生活研究所において、こういうような行き方をとるといふことは、これは先生のお考えではどうでしょうか。消費者一般という立場だけとるか、今、日陰にあるという低所得者層というものを引き上げていくという立場で、消費者の経済的地位の向上に焦点を置くか、こういう方向をとることに對しては御意見はどうでしょうか。

○奥井参考人 研究所としては、こう

いう立場をとるのだという立場はございませぬ。しかし、国民生活、ここに

いう立場をとるのだという立場はございませぬ。しかし、国民生活、ここにここでは消費面の生活、——広い意味であります。消費面の生活がこの研究所のテーマでございませうから、先ほども申し上げましたように、簡単に地域差があるといつても、東京と鹿児島がこうだと言えない。鹿児島の中にも高いところがあれば、東京の中にも低いところがある。そういうことで、今御説のありましたように、消費者一般という言葉でいいかどうか疑問と思つて、大衆消費者層というものの問題として見ていく。これは私の方でもいたしますが、立場をとるといふ問題でなくて、こうとつたらどうか、ああとつたらどうかという問題として、さらにその検討、掘り下げを深くしなければならぬ問題と思つて、先ほどの中小企業者の場合にどうであるかといふことも同様であります。従ひまして、研究所の方では、厚生福祉の問題は、当面の問題としてはあるいは取り上げていないのじゃないかと思つて、そこは私まだはつきりかと申し上げられない段階でございませう。

題に對して立場をとるといふよりは、

題に對して立場をとるといふよりは、そういうような実態に即して、さらにそういうところの上にはどんな生活の構造が築かれ、あるいはそういう階層の人々は生活しているものをどういふふうりに考えておるか、たとえば千円札が一枚よけい所得として入ったとき、どうそれをお使いにならうとしておるか、そういうような問題として取り上げていきたいと思つておられます。つまり実態といふことでございませうから、実態といふものを当面の研究調査の対象といふことにして、それによつてどう生活といふものが築かれて、あるいはこういう生活であるためには、そのために国民生活の基準といふようなものを考へるといふ運びにもなつておるのであります。これは非常にむずかしい問題でございませう。国民一般の基準といふものがあるのかどうか、そこにも問題がある。しかし、当初に申されましたように、昨日も国民生活向上対策審議会の席上でも申したのですが、こういう場合の生活環境を含む国民生活といふのは、やはりある意味で大衆的な問題ではないか、こういうふうりに基本的には理解しております。

ないと思つて、せつかくの研究でありますから、これは消費者が全部知ることではないと、実際には国民に直接好影響を与えるといふことにはな

ないと思つて、せつかくの研究でありますから、これは消費者が全部知ることではないと、実際には国民に直接好影響を与えるといふことにはなりません。そうなりますと、運営をやつていらつしやうと、予算がこれくらいついでいければまずまずやれるといふのは一体どれくらいでございませうか。

○奥井参考人 三十七年度の予算といつたしましては大体七千何百万円を計上してはいるはずでございませう。しかし、これは予算でございませうけれども、一番私どもが心配しておりますのは、内部が、スタッフその他等々において十分にそろつていませぬときに、膨大な予算だけを考へることは無理であらうと思つて、従つて、四千何百万あるいは五千万の予算といふものは、一応今の内容を徐々に固めながら行ない得るところの予算が大体それくらいで、決して多いとは思ひませぬ。そこで、先ほど申しましたように、仕事について御審議を願ひたいので、その仕事のやり方につきましてはいろいろ拘束を受けたくないといふのが、もし研究所を引き受けませう場合——研究に關する限りは私はそのだと思つて、聞くところによりませうと、政府官庁経理には一つのレートがあつて、そのレートでやる。こういうのは、はたしてそれでいいのかどうかといふことの問題があると思つて、こういう準官庁機関であり、あるいは準公共的なものでありますから、私はこれらの仕事といふものはコマースのペースに乗せる必要はない。しかし、その点で、先ほどから御意見もあり、御質問もありませんから、十分に人に働い

でもらうためには、どれだけわれわれがそれに対して報いなければならぬかというように考えてみると、四千万の予算というものは決して多いものと思いません。

○西村(力)委員 次に、中林さんにお尋ねしますが、先ほどの陳述で、現在の消費者保護という行政が各省にまたがっていろいろございしますが、それが直接生活者保護になっていない、ほんとうの意味でそういう効果をもたらしてない場合が多いという陳述がございましたが、その具体例を総まくり的に、各省の保護行政がこういう矛盾をはらんでいるというようにことをすつとお述べいただいた方がたいと思つておられます。

○中林参考人 私は、きのうも企画庁の生活向上対策審議会で言ったのですけれども、やっぱり消費者行政、消費者保護のいろいろな施策が非常におくれているという一つの原因は、今、西村先生が御質問になりましたように、各官庁の間で行政がばらばらになつてゐる。たとえば、住宅の問題一つをとらえても、家を建てるのは建設省だし、水道とかそういうものは厚生省と云うことになるし、あるいは電気とかそういうものになればまた違うと云うように、国民生活の向上について行政がまじまじになつてゐるが、何かそこに統一的な計画というものがなされるようにしなくちゃならぬじゃないかと云うことを私は言つておつたのです。

これは、これは経済立法じゃないか、いろいろな物価の値上がりになるのじゃないかというところで反対したのだけれども、いやもう環境衛生の問題なんだから厚生省だということだったのです。しかし、結果的に見れば、やはり今の物価の問題にそれが大きな関連を持つてゐる。そして、物価の問題について消費者の立場というものがほんとうに考えられてゐるのかといへば、ヨーロッパでは、物価をきめる過程において、やはり消費者の発言と申しますか、そういうものが大きな作用をしてゐる。ところが日本では、物価はそれ

ぞれの一番大きなメーカーのところ、しよゆゆゆゆゆゆ、しよゆゆの大きなメーカー三社の間でまゐるし、あるいは電気器具であれば、やはり電気器具の大きなメーカーのところで値段がきまつて、そして末端の方は、いわゆる定価販売ということ、その値段が消費者に押しつけられる。そして、その値段をきめる過程において、消費者は全然発言権を持っていないわけですが、こういうような経済構造は、私は日本に特有なものであつて、消費者が物価の決定に対して発言していく場が全然ないというところに、私はやはり現在の日本の流通機構と申しますか、そういう問題についてももっと検討を加える必要があるのではないかと云います。私は自分も生活協同組合の仕事をしていて特にその点を考えます

がこれは私たちが自身の責任でもあつて、私はいつかの公聴会などでもそのことは申し上げたことがあるのですけれども、ヨーロッパでは、どこの困へ行つても、生活協同組合というものを、政府が、むしろ保守党の方で積極的に育成策をとつておる。イギリスやフランスで聞きましたも、やはりそうしないかと独占の大資本をコントロールしていかうことが、保守党の立場に立つてもなかなかむずかしいんだ、そしてむしろ保守党が、大資本をコントロールしていくために、生活協同組合を育成する方針をイギリスでもフランスでもドイツでもみなとつてゐるのだ——ヨーロッパでは、生活協同組合は、生活必需品については工場を持つて自己生産をしてゐる。生活協同組合を自分で経営して自分で作つてゐるのですから、そして生活協同組合は消費者の組織ですから、その工場で作りました洋服にしろ、くつにしろ、あるいはいろいろな食料品にしろ、その価格の決定については、やはり合理的な利潤とか、経営が成り立つという形で合理的な価格の設定をやる、そしてその生活協同組合が一つの経済的な力を持つてゐるから、生活協同組合が合理的にきめた値段というものをやはり一般の業界では参考にしななければならぬという形に経済的な仕組みになつてゐる。そこに物価の問題などについて消費者の意思が反映されるような経済構造というものがヨーロッパ各国ではどこでも仕組まれてゐる。近代国家においても、そういうような物価の問題に対する検討、それを経済構造としてどう考へていくのかという点について、日本くらいにおかれてゐる、ゼロだという国はないんじゃないかと私は思う。これは政府を責めたり皆さん方を責めることではなくて、私のやつてゐる、われわれ自身の生活協同組合が日本ではちやちやだめだということをおしかりを受け、私も、その面では至らないと

ころがたくさんあるので、私らも考えなければならぬと思つてゐるが、国の政策として物価の問題をどうしていかうかという点については、そういうような見地から十分お考えをいただきたい。

○田中(武)委員 関連して——ただいまの質問並びに参考人の答弁に関連してお伺ひしたいのですが、今、中林参考人が参考意見として述べたように、同じような意見を私持つておられます。日本においては、消費者行政を専門するところがないじゃないか、このことを当委員会でも何回かにわたつて言つて参りました。先日経済企画庁が物価対策について案を出した。それに対して通産大臣からちよつと横やりが入ると逆戻りして、きよ

その点について、とにかく消費者の自主的な意思というものが政治の面にも経済の面にも反映されるような仕組みに日本においてはなつていないんじゃないか、物価問題一つをとらえても、そういう点において、消費者行政、消費者保護と、消費者保護といふことがいわれてゐるけれども、もつともつとこれは、自民党の立場であらうと、また社会党の立場であらうと、何党の立場であらうとも、国の経済構造としてそういうものを十分考えないと、そこが日本の一番おつてゐるところで、われわれにとつても不幸な原因ではないか、私は、私らの仕事の面からそういうことを感じてゐるわけですから、とにかくそういう物価の問題一つと云うことも、消費者の発言する場と云うことも、消費者の発言する場と云うことを私は最も痛切に感じてゐるわけですが。

○中林参考人 何かの機会にも書いておきましたのですが、日本では、生活というものはそれぞれのやることでもつて、まことにつまらないこと、卑しいとは言いませんけれども、天下国家の大事じゃないというふうな考え方からして、非常に生活を軽く見ておつた。それはあるいはアジア、東洋的とい

の新聞には各省案が出そろつた。しかし、相当基本方針に食い違ひがあると云つたような意味の記事が新聞に出ておられます。そこで先ほど奥井先生は国民生活とはすなわち消費生活である、こういうふうにおつたわけですが、この国民生活の面といふますか、消費者行政を専門に担当する部署が必要ではなからうか、このように私、前から考へて、何回か当委員会でも取り上げましたが、まだ明確な回答をもらつていないわけですが。

そこで、奥井先生を初め、各参考人の方々に、いわゆる消費生活、消費者の上に立つての行政を専門するところが必要である、こういうことにつきましては何か御意見があれば聞かしていただきたい、こう思いますと同時に、経済企画庁次官に、経済企画庁は各省の調整をやるんだ、こう言つておるが、調整はあくまで調整であつて、何らの権限を持たない、現に物価対策を自分で現わしておるようなものなんです。もう少し強く各省の調整をやるならやれるように、あるいは消費生活の専門の部署を経済企画庁に置く、こういうふうなことについての、これは次官じゃ無理かも知れませんが、御意見があれば伺ひたい、こう思つておられます。奥井先生にまず御意見を伺ひたいと思つてゐます。

○奥井参考人 何かの機会にも書いておきましたのですが、日本では、生活というものはそれぞれのやることでもつて、まことにつまらないこと、卑しいとは言いませんけれども、天下国家の大事じゃないというふうな考え方からして、非常に生活を軽く見ておつた。それはあるいはアジア、東洋的とい

の新聞には各省案が出そろつた。しかし、相当基本方針に食い違ひがあると云つたような意味の記事が新聞に出ておられます。そこで先ほど奥井先生は国民生活とはすなわち消費生活である、こういうふうにおつたわけですが、この国民生活の面といふますか、消費者行政を専門に担当する部署が必要ではなからうか、このように私、前から考へて、何回か当委員会でも取り上げましたが、まだ明確な回答をもらつていないわけですが。

そこで、奥井先生を初め、各参考人の方々に、いわゆる消費生活、消費者の上に立つての行政を専門するところが必要である、こういうことにつきましては何か御意見があれば聞かしていただきたい、こう思いますと同時に、経済企画庁次官に、経済企画庁は各省の調整をやるんだ、こう言つておるが、調整はあくまで調整であつて、何らの権限を持たない、現に物価対策を自分で現わしておるようなものなんです。もう少し強く各省の調整をやるならやれるように、あるいは消費生活の専門の部署を経済企画庁に置く、こういうふうなことについての、これは次官じゃ無理かも知れませんが、御意見があれば伺ひたい、こう思つておられます。奥井先生にまず御意見を伺ひたいと思つてゐます。

ますか、日本的というが、その間にありましていろいろの生活諸団体というものが、生活のそりでないゆえんを高く強調せられたという事は、私大いにその功績をほめたいと思うのです。そこで今のお話のように、あるそれを専管するところの部署というよりなものを設けるがいかに悪いか、私はこれは答弁できません。日本のような官僚組織においてそれができると、また一つ部門がよけいできたというよりなことを考えまして、ほんとうにそういうことになるものかどうかなんてですか、また何かやると個々の諸官庁も何かの問題に顔を出さなければならぬ。今まで三つで済んでいたものが四つになり五つになるといふことになりますと、ちよつとにわかには御返事申し上げられないというのが偽らざる心境であります。

○中林参考人 非常にむずかしい御質問で、しかし、実際に私は仕事をやっています、今田中先生の御質問を痛切に感じて居るわけです。ある面では言え、消費者行政は、通産省は物価なんかおれのところの所管なんだという形に出るし、農林水産物は農林省だと言ふ、たとえは酪農の宣伝だと農林省が莫大な予算を組んでいる。そうしてそれは消費者に酪農製品を買わせるための宣伝費が農林省の予算の中で莫大に組まれているというようなことだし、また労働省はやはり労働者を相手にしているのですから、労働問題という一つの限られた範囲でしか問題を見ていない。厚生省へよく行って今のことを言うのですが、厚生省は社会局というものがありませんけれども、やはりこれ

は貧しい貧乏人といまうかを対象にする一つの救済政策ということだけれども、そういう格差がでないためのもつと前向きな積極的な消費者行政というものは厚生省でやっているかといへば、やっていないのじゃないかと私は言った。予算編成の前に厚生省に行つて、次官から局長にいろいろをいう点で、厚生省のやり方は時代おくれだ、これだけ生活革命とかいふことを言われておる中で、おかしなじゃないかといふことを厚生省に言ったのですけれども、しかしまた下手すると、今、奥井先生のおっしゃったようなことにもなるので、私はやはり諸先生方に消費者行政といふものが統一的に考えられるような何か仕組みを、従つて私は国民生活研究所といふものが現在できるということは、そういう意味においても何らかの、この研究所で一つ実態に即したデータを作つて、そうして行政の面に反映させてい

たいならば、何か今度行政審議会ですか、行政機構審議会ができたのですけれども、そういう中でか、あるいは先生方の御協力で何か消費者行政といふものが一つのところで、各省を調整するといふことが企画庁の役割ですが、それを強力に行なわれるように、そうしてそういう実績の上に立つて何かそういう特別のものが作られたら非常にいいのじゃないか。ただ下手すると、また方々でなわ張りばかりができるということになりますと、そういう点せひ先生方にお考えを願いたいということ、田中先生が御質問になつたことをせひ一つ国会にお取り上げをいたしたいと思ひます。

○高田参考人 私は消費者利益を保護するための生活省、名前はまあ生活省何か消費者利益を保護するための部局が必要だといふことを痛感して居ります。それは、一昨年の暮れに起こりましたにせかン詰め事件の、これは大へん有名なことでございましてからまだ御記憶の生先方がいらつしやると思ひますけれども、あのときに、牛の絵がかいてあつて、中身が鯨のカン詰めだといふことで、食品を扱つて居るのだから厚生省に私も走りました。そうしましたら、厚生省の食品衛生法では、公衆衛生上危害を与えるおそれのある場合に取らざるべきことができる。牛の絵がかいてあつて中が鯨で、おなかをこわしたり、下痢をしなければ、そこでは取り締まれないと言ふのです。そこで今度は農林省へ参りましたら、そういうふうな欺瞞表示があつた場合には取り締まるというふうな何ら法的な規約といふものはない。ただ、今考

へて居ることは、そのカン詰め農林物資規格法によつて JAS マークをつけるというのを考へているのだけれども、大きなメーカーの反対にあつて居るので、なかなかそれが作れないで困つて居るところだ。せひ私たちに声をあげてほしいといふことなんでしょう。それから欺瞞表示の問題だつたらば、不公正な取引方法にひつかかるのじゃないかといふことで、公正取引委員会の方へ要望に参りました。公正取引委員会のお話によりますと、やはり独禁法の中における一つ一つ特殊指定をしていかなければいけないといふやうなことで、それには時間がかかつて、今の場合には間に合はない。私どもはカン詰め一つの問題でもって厚生省、農林省、それから公正取引委員会をけたをすり減らして歩いたわけなんです。結局消費者のために考へていけるお役所は何か、あなただちが声をあげないといふやうな形だといふことを非常に痛感したのです。前々からそういうことを、問題が起きたたびに痛感して居りますし、それからたとえば通産省で繊維製品品質表示法といふのを作つた。それはほかの法律と違ひまして、消費者保護といふことだけをうたつて居る法律なのにもかかわらず、それが昭和三十年にできまして、それ以来ずっと繊維製品品質の表示は、行管の御報告でも御存じだつたらうと思ひますけれども、任意表示のまま、混紡率の表示も、混紡も自分のところのものを売らうといふこととでなくて、混紡とか純毛といふ指定文字を使うといふことだけしかや

らないといふやうな状態で、通産省の場合は産業を保護育成するお役所だといふ関係もあるもので、なかなかそれが強制できないのではないかと、しかもその繊維製品品質表示法の中には、政令でもって強制することができるといふところもかかわらず、消費者保護のための強制をしない。技術革新に伴つて新しい繊維が次から次へと出てきておられます。それなのに、かかわらず、昔のままの、化繊ならアセテートとかナイロンだとか、それから純毛だとか純毛だとか、そういうものにだけ混紡率の表示をさせるといふことで、アクリロニトリル系の繊維だとかポリエステル系の繊維だとか、そういう繊維について、私どもは新しい繊維ができて、取り扱ひ法に非常に弱つて居るわけなんです。その場合に、混紡率の表示がしてあつたら大へん取り扱ひに便利なんですけれども、そういうものも指定文字にしようとするのを通産省ではして下さらないわけなんです。してはほしい、してはほしいといふことを何度か要望したのですけれども、事項の積み重ねを考へますと、やはり生活省といふやうな消費者利益を保護するやうな部局がぜひ必要だといふこととでございまして、それが奥井先生や中林さん御心配の、お役人をたくさんふやして一つの部局をこしらへていろいろとわづらわしくなるといふことは私も賛成しないのでございまして、行政調査会の今後の活躍に期待して、何とかして消費者を保護する部局をぜひとこしらへていただきたいといふことをほんとうに切望する次第なんです。

たいと思ひます。

それから経済企画庁自身にしても、私どもは物価安定対策をするという藤山さんの新聞発表は非常に期待していたのですが、そうおっしゃっているやまきに、独禁法を強化するとおっしゃっているが、通産省から横やりが入ると、今度は強化と緩和を使い分けずるといふふうにおっしゃいました。そういうことが出来るかどうかというところは、やはり企画庁のお立場の問題もあると思うわけなんです。そういうふうにあると思うわけなんです。そういうふうにあると思うわけなんです。

これは国民の栄養物資として大へん必要なものだと思ふのに、輸入で何とかして国民に栄養を与えようというふうな考え方ではなくて、いつも業界側の言い分を考えてやる。それでどこに物価安定対策があるのだということ、私どもはみんなきのう新橋や四谷の駅の前に立ってピラをまくような始末でございまして、そういうふうな消費者のことを考えて下さる部局があったらば、きつと私どもが運動しなくても済むような時代が来るのだと思ふのです。ぜひそういう部局を作っていたいただきたいということが、私どもの願いでございます。

○菅政府委員 今お話がありましたように、確かに日本の行政機構を見てみますと、消費者の立場を代表するといえますか、生活面を代表する組織が、全然ないとは言えぬかもしれませんが、非常に大きな穴があいているというところは、私も痛感いたします。今回国民生活上審議会に消費者保護の問題の対策をいろいろ御諮問をいたしておりますが、ここでも一つその問題についてぜひ御意見を聞かしていただ

きたいと思っております。また例の行政調査会も発足いたしておりますので、こういう調査会でもぜひいろいろな問題についていろいろ御意見を聞かしていただきたいと思っております。そして何らかの意味で少し消費者保護の行政機構を強化せなければならぬと考えております。今、御承知のように、農林省には振興局に生活改善課というのがありまして、これは環境問題の整備もございまして、消費者の立場もあわせてやっているのだと思っております。そこらで唯一の消費者の立場に立ち得るものではないかと思っております。

そんなことで、まことに徹々たるものであります。問題は経済企画庁の消費雇用課であります。そういう根本的に将来行政機構の整備をするまでのこととしまして、もう少し経済企画庁のこの課を強く働かせていきたいという考えは持っております。ことに単なる総合調整という消極的な意味でなく、どの省もおやりにならぬということ、かなり企画庁が積極的に自分をやっておりますから、消費雇用課の活動は大いにこれを強化していきたいと考えている次第でございます。当面の消費者対策としては、そういう別々の生産流通段階までしか考えぬという考え方を少し改めてもらいまして、消費者の立場も織り込んでもらいまして、通産省を中心としてやはり品別に

お考え願うように企画庁の方から要求するつもりであります。そうして、消費雇用課がもう少し活発に動くようにしまして、根本的には今申しました行政調査会なりあるいは今回の国民生活上審議会の消費者保護対策をどうするかというふうなことで、根本的に案を練りまして、ちょうど今からこういう問題を、ややおそきに失しますが、真剣に考えなければならぬ段階だと思っておりますので、大いに努力をいたしたいと考えております。

なお、物価の問題でお話ございましたが、公正取引委員会が協定価格の問題などについて強く出るように、物価対策の原案では相当その点を重要な問題として私どもは考えております。通産省から横やりが入って、くじけたというのではございせん、通産省が言われるように、自由化に備え、海外競争に備えて強化すべき面もあると思っております。通産省もそういう点を忘れてくれるなどということだろーと思っておりますから、私どもとしましては、そういう意味のやはり自分で公正取引委員会が十分意味のある活動をしてくれることも必要だと思っております。同時にまた、今申しましたように、国内経済の面で価格つり上げにならぬように、また取り締まりを強化する面も必要だと思っております。両面があるというところは現実だと思っております。従いまして、公正取引委員会の権限なり活動なりは、そういう点をやはり使い分けてやっつけていかなければならぬと思っております。決して原案にありましたのが横やりのためにくじけたわけではございせんので、御了承願いたいと思

○田中(武)委員 もう一言だけ。これはむしろ質問というより希望あるいは経済企画庁に対する鞭撻となるかも知れませんが、きょう新聞が各紙とも大きく出している前に経済企画庁が物価対策についての原案を出した、これが

紆余曲折を経て、きょうまた各省の物価対策が出そろった。これを見てみると、ほとんどの省がまたがっている。農林省から自治省までまたがっている。その結局調整ということ、経済企画庁がやるのだと思う。ところが基本方針では結局くじけた、こういうことでありますので、これは一つ経済企画庁が最初出した案——これがいいか悪いかは別として、最初考えていたこと、これが消費者のためにいいなら、物価対策としていいなら、あくまでも勇気を持って各省に当たっていたいただきたい、こう思います。

○菅政府委員 御鞭撻をいただきました、ありがとうございます。原案は、何といいますがかなり原則的、抽象的な面がございましたために、経済閣僚懇談会では、各省があの原則に従っても少し具体的な策をつけてくれということが一つの要望でございました。あの原案を具体化するということ、今回の各省寄せての作業の方向であります。ただそれをやっております間に、今申しました公正取引の問題であるとか、二、三の点に調整を要する問題があるのでございまして、これは全体の領域から申しますと、ごくわずかな部分でございまして、その調整の部分は今どうしても調整しなければ前にいけませんから、適当に調整をやるつもりでございまして。しかし、全面的後退はいたしておりません。具体的段階でございまして、御激励をいただきましたお礼としてこのことを申し上げておきます。

○早稲田委員長 久保田豊君。○久保田(豊)委員 一つだけお尋ねをいたしますが、私どもいろいろそのう

いうことに関連をして終戦後はやっつけて参ったのですが、消費者問題というのはなかなかむずかしい問題であります。政府あるいは資本家等の態度にもありますけれども、やはり消費者自体の団結なり力がなければ何もできないというところが、一番最後のきめ手になるんだらうと私は思っております。

そこで中林さんと高田さんにお伺いいたしたいのですが、中林さんには、今の生活協同組合ほどの程度の組織状況になっておるのか、当面生活協同組合を強化し発展させる上について、政府としてどういう政策をとりたいかということでありまして、これはすぐに西歐的なところまではなかなかいかないと思っておりますが、そういう点でどういう点をお考えになっておるのか、国としてどういう保護政策なり補助政策を生活協同組合にとつたらいいのかという点でございまして、これは、現状と対比しながら、お考えがありましたらばお聞かせをいただきたい。

それから、高田さんにお伺いをいたしたいのは、今お宅が中心になって主婦の方が消費生活擁護の運動を相当強力にやられておるわけで、かねがね敬意を表しておるわけであります。しかし、もう一歩いきますと、やはり政府ないしは資本家等に対しましてそういう運動を起すと同時に、自分たちの消費者としての力を強めていくということもやはり必要ではないかというふうに思うわけであります。そういう観点から見て現在の生活協同組合運動に対して、主婦の立場から見るとどうあつてほしいかという点でございまして、また現実にもそういう点が両者が協力をされてやっておるのかどうかであります。

○菅政府委員 御鞭撻をいただきました、ありがとうございます。これは、現状と対比しながら、お考えがありましたらばお聞かせをいただきたい。

それから、高田さんにお伺いをいたしたいのは、今お宅が中心になって主婦の方が消費生活擁護の運動を相当強力にやられておるわけで、かねがね敬意を表しておるわけであります。しかし、もう一歩いきますと、やはり政府ないしは資本家等に対しましてそういう運動を起すと同時に、自分たちの消費者としての力を強めていくということもやはり必要ではないかというふうに思うわけであります。そういう観点から見て現在の生活協同組合運動に対して、主婦の立場から見るとどうあつてほしいかという点でございまして、また現実にもそういう点が両者が協力をされてやっておるのかどうかであります。

○菅政府委員 御鞭撻をいただきました、ありがとうございます。これは、現状と対比しながら、お考えがありましたらばお聞かせをいただきたい。

それから、高田さんにお伺いをいたしたいのは、今お宅が中心になって主婦の方が消費生活擁護の運動を相当強力にやられておるわけで、かねがね敬意を表しておるわけであります。しかし、もう一歩いきますと、やはり政府ないしは資本家等に対しましてそういう運動を起すと同時に、自分たちの消費者としての力を強めていくということもやはり必要ではないかというふうに思うわけであります。そういう観点から見て現在の生活協同組合運動に対して、主婦の立場から見るとどうあつてほしいかという点でございまして、また現実にもそういう点が両者が協力をされてやっておるのかどうかであります。

○菅政府委員 御鞭撻をいただきました、ありがとうございます。これは、現状と対比しながら、お考えがありましたらばお聞かせをいただきたい。

それから、高田さんにお伺いをいたしたいのは、今お宅が中心になって主婦の方が消費生活擁護の運動を相当強力にやられておるわけで、かねがね敬意を表しておるわけであります。しかし、もう一歩いきますと、やはり政府ないしは資本家等に対しましてそういう運動を起すと同時に、自分たちの消費者としての力を強めていくということもやはり必要ではないかというふうに思うわけであります。そういう観点から見て現在の生活協同組合運動に対して、主婦の立場から見るとどうあつてほしいかという点でございまして、また現実にもそういう点が両者が協力をされてやっておるのかどうかであります。

○菅政府委員 御鞭撻をいただきました、ありがとうございます。これは、現状と対比しながら、お考えがありましたらばお聞かせをいただきたい。

それから、高田さんにお伺いをいたしたいのは、今お宅が中心になって主婦の方が消費生活擁護の運動を相当強力にやられておるわけで、かねがね敬意を表しておるわけであります。しかし、もう一歩いきますと、やはり政府ないしは資本家等に対しましてそういう運動を起すと同時に、自分たちの消費者としての力を強めていくということもやはり必要ではないかというふうに思うわけであります。そういう観点から見て現在の生活協同組合運動に対して、主婦の立場から見るとどうあつてほしいかという点でございまして、また現実にもそういう点が両者が協力をされてやっておるのかどうかであります。

す。私も十円牛乳運動やその他農民の立場からいろいろやりましたが、どうもあまり参りません。途中でもって絶えてしまふ。これは多くの場合大資本の妨害がおもでありませうけれども、そうでない場合でも、実際にやってみましてもなかなかうまく参らないのが実情でございます。そういう観点から、主婦の立場から生活協同組合とどう協力していったらいいか、特に現在の生活協同組合が主婦の立場から見るとどういう点に欠陥があるかという点を、もしお考えがありましたらお聞かせいたいただきたい、こう思うわけであります。

○中林参考人 今の御質問にお答えいたしたいと思ひますが、現在生活協同組合は政府の認可を受けたものが約千五百組合あります。そして約二百五十万くらいの組合員で組織しておりますけれども、実際一般の中小企業と同じく経営が不振で困っている生活協同組合がやはり三分の一近くございます。それで、なぜ生活協同組合が日本においてヨーロッパのように伸びていかないのかという一番大きな原因は、やはり国の方針がはつきりしないということ、消費者の利益を守るといふ消費者の自主的な運動といふものを伸ばすのか伸ばさないのか、たとえば生活協同組合ではいろいろな物資を扱っておりますが、そういう場合にやはり通産省あたりで立法されると、業界を中心とする法律によっていろいろな規制を受けるわけです。環境衛生法というものができたり、あるいは今度われわれが問題にしております中小企業基本法と生活協同組合の関係をどうしていいのだ、私も何も生活協同組合オンリーで塗りつぶしてしまえというよう

なむちやなことは毛頭思っておりません。一般の業界と自主的な消費者の経済組織と相互が競争して、いい方を困民が選んでやっていくというところで、お互いが競争を通じて成長していくという事です。ただ、日本では中小企業が非常に多いという産業構造の特殊な問題はあるんですが、その問題についても、私は、中小企業の側においてどうしていったらいいかということとは、私も一緒に考えていったらいいと思う。しかし、いずれにしても、消費者の自主的な経済活動を業界側の考えによって規制をしていくということは、ぜひ避けていただきたい。これは各国では、私も何回か協同組合の会合に行つて訴えますと、そういうことはとんでもない、日本の特殊事情だといふふうにもいふ不思議な話で、ヨーロッパでは保守党がみんな生活協同組合を一生懸命育てるのだけれども、日本では政府はどう思っているのだという事で逆いろいろ言われましますので、そういう点はぜひ消費者の自主的なものを伸ばすという立場でお考えをいただきたい。

そういう点からいいますと、現在の生活協同組合法は二十三年に第二回国会において制定されたのですけれども、員外利用といふものを禁止しているわけですが、生活協同組合も消費者の自主的な経済活動でありますから、生活協同組合を伸ばしていくという場合に、員外利用を法律によって規制されておきますと、とにかくがらめになつておられるわけですが、私、前にある法律のときに、国会で自民党の先生方、社会党の先生方に、生活協同組合にお入りになるときに、まず出資金を

出して組合員になつてから利用されませうか、そうじゃなくて、生活協同組合がいいものか悪いものか確かめてみて、いいものだったら入るといふことになさいますかと、お一人の例外へ行つて聞きますと、お一人の例外なく、いいか悪いかわからなければならぬよ、やはり自分で利用してみてもよかつたら入るのだと言われる。よかつたら入るのだつたら、組合員でない前からやはり利用ができませんかならぬわけですが、しかし、現在の法律では員外利用まかりならぬという、どんびしゃり員外利用禁止規定になつて入らうと思つたら、いいか悪いか自分で利用してみようと思つても、生活協同組合ではまず出資金を出さなくては利用ができませんという法律でがらめになつておられる。この点はどう思ひますかと、これを聞きましたら、直さなければならぬなといふことを私は先生方に言つていただくとすけれども、実際に国会なり法改正の問題になりますと、いろいろな圧力で、当然の自主的な経済活動をやっている生活協同組合で員外利用を全面的に禁止するといふような法律の建前で、生活協同組合という自主的な経済活動を伸ばすという考え方は全然ない。それをとにかくがらめにするにしておくと考へしかなないわけですが、農業協同組合法などでも二割の員外利用といふことはありますし、漁業協同組合法でもそうですし、ヨーロッパではそういう員外利用の規制といふものはなく、自主性にまかせるといふことになつておられるわけですが、その員外利用規制の問題を何とか私は諸先生方によって一私

個人的にお聞きすると、これは当然なことだといふことを各党の先生方は皆さんおっしゃるので、当然のことだつたらそれを何とか法律はせめて農業協同組合のような形なり、あるいはもしも暫定的だつたら、ウェイティング・メンバーといふような形でのめしの期間でも利用することができるようには法律を改正していただかないと、伸びようと思つても伸びることができないように現在の法律ではなつておられることを私一番強く先生方にお訴えいたしたい。その他資金の面でも、農業協同組合なり漁業協同組合では、農林中金なりいろいろな形によって政府が経済的にバックする形になつておりますが、生活協同組合ではそういうものが全然ないといふような問題もあるわけですが、私は、とにかく現在の時点においては、生活協同組合が、今先生がおっしゃいましたような自主的な活動といふものを強めていかなければ、ただ物価値上り反対だ、反対だけ言つておつても、一つもこれは力にもならないし、国の経済構造といふものを改めていくためには、具体的にどうやっていくかといふことでなくてはならないので、日ごろ私が思つておりますことをぜひお考えをいただきたいと思ひます。

○高田参考人 私たち主婦連合会も生活協同組合を作っております。利用者やはり入つてみてありますけれども、やはり入つてみてあやうなやつたことになつて、それが口々に伝わつて会員がふえていくという状況でございます。やはり今、中林さんがおっしゃられたような数々の問題点が隘路になつておられると思ひます。ですから、

○高田参考人 生活の苦情の性質によつて年代が少しづつ変わつてくると思ひます。私どものささやかなデータでは、やはり三十才代の方は経済的に非常に困つたと思ひます。生活環境の苦情だとか社会道徳の苦情といふことになりましますと、年令を問わず、全般的にそういうものがあつておられます。それから物価問題はもろもろに結びついておられますので、年令を問わず一番切実な問題として起きてきております。それはその日その日のお野菜を買つたり、お料理をしたり、子供を教育したりする切実な問題ですので、物価の問題といふのは、家庭を持つていらっしゃる主婦にとっては、年令を問わずみんなの問題になつておられます。

○西村(力)委員 その次に、消費者の教育といふか、こういう問題について、消費生活をより科学的に、合理的に、現代のいろいろな誇大の宣伝とかそういう渦中において、なおかつみずか

○西村(力)委員 消費者が王様になるには自力でということでしょうが、それにつけても困全体の政治の方向といふことが望まれるわけでありませう。次に高田さんにお尋ねいたします。合所をあずかる主婦が生活の苦情をいろいろ直接に体験しているわけですが、一体どのくらいの所得、年令層が一番生活上の苦情を訴えておられますか、それはどうでしょう。

ら消費生活を守っていける知識というものをやはり消費者に付与していかなければならぬと思うのですが、そういう面についてはどういふ御希望なり御意見なりを持っておられるか。

○高田参考人 新しい商品についての知識というものは、私たちがいろいろ勉強はしておりますのですけれども、私も自身王様というよりなことで、えらいのだというよりなことでは追いつかない時代に来ていると思えます。何か新しい商品が次から次へと出てきて、おばあさんのころから伝わった絹だとか木綿の使い方の知識は知っているけれども、最近の繊維の問題になるとわからなくなるとか、新しい電気器具が出てきて、一体どういふふうに取り扱いかかわからない、そういう取り扱いの問題や何かはやはり消費者個々ではだめだと思えます。やはり消費者の組織の中でそういう商品知識の啓蒙をすることが必要じゃないか。消費者がどこからもひもをつけれない一つの組織を持って、そこで商品のテストなり消費者の教育用のパンフレットなりを発行して、消費者にそういうものを配って知らせるということが必要になると思えます。ただ、消費者だけがそういうことをするのはなくて、やはり消費者を保護する行政が車の両輪のようにそれに並行していかなければ、日本経済全体の、私たちの生活の向上ということも考へられたいのじゃないかと思っております。消費者が利口になるためには、消費者自身の持つ組織がそういう消費者の教育をするということが一番必要だと思えます。

ミが消費者を感懐しておることはおびただしいものがあるわけです。この宣伝費が物価の中に占めるウェイトはどれくらいかということになると、相当なものだろうと思う。私も全部がぶつていかなければならぬということでは、疑いのないことです。私はイギリスに参りましてテレビをずっと見ておりましたが、チャンネルが二つか三つくらいでありますし、日本のように次から次にコマージュが入るといふことはほとんどない。日本のテレビから見ますと、ちよつと無味乾燥なような気がします。それはテレビに限らず、マスコミが消費者を振り回しておるといふ現状は是正しなければならぬと思っております。現状においては、全般的にはいいのですが、極端な例としてはどういふ影響があるのですか、またそういうことに對してどういふ工合に是正することを望まれるか、御意見のある方はどなたでもいいからおっしゃっていただきたい。

○高田参考人 マスコミに振り回されているというよりな例としては、ある週刊誌がスピードくじを——マスコミといつては妥当じゃないかもしれませんが、千円のスピードくじをつけて売りましたら、大へん売れ行きが上がつたというよりなことがあるわけですね。そうしますと、中身を検討して買うというよりも、くじを自分で買つて買うよりな方が多くなつていて、いろいろな実情もございまして、その週刊誌は、くじで週刊誌を売るといふことは中身を売るといふこととおかしいじゃないかというので、編集者の方から横やりが入つてやめるようになったというのを聞いておりますけれども、そういうくじに消費者が振り回されている例が多いと思えます。それから、欺瞞的な広告とか表示、たとえば放射能が落ちる中性洗剤——核実験がございまして、放射能のちりがさつと落ちるような広告が洗剤で出されますと、皆さん自分の子供を初め命が大事ですから、それを買います。しかし、放射能のちりといふのは、一たん乾いてしまつて洗剤だけでは落ちにくくて、一度酸性にしてから中性洗剤で洗わなければならぬ。それなのに何も知識がないために、やはりそういう広告に振り回されてつい買つてしまつていふことがありますし、それからたとえば食品やたばこでビタミン入り、カルシウム入りという表示がありますと、それは栄養がその通り入つておると思つてつい買つてしまふ。先日産経新聞かなんかに出ておりましたけれども、特殊栄養食品のマークのついていないもので、ビタミン入り、カルシウム入りと書いてあつて、それに入つていないものがたくさんあつたというよりな発表がされておりました。そういうふうな広告とか品物の表現につられて買う消費者が非常に多い。そのためにそういう盲点をねらつてそういう販売対策をとる業者も非常に多いわけですね。その点はぜひ取り締まつてもらうようにしていただきたいということを公取にかねて要望しております。それは、今度公取の方から不当顧客誘引行為防止法案というよりな形で出るそうで、私もは大へん期待しております。

○中林参考人 今、西村先生のお尋ねの点は、私も非常に痛切に感じています。去年の国会の予算委員会の際に、日本における広告主は大体どうだといふことを何かの本に数字があつたので、私はいろいろな数字を述べたところがあるのです。この間も岩波から出ました「日本の大企業」という岩波新書の中に、ヨーロッパ各国の大企業の中における科学技術の研究のために使つている経費と、広告宣伝のために使つている経費といふものを統計的に分析して比較してあります。数字は忘れましたが、日本では問題にならない。科学研究費といふものが少なく、広告宣伝費といふものが少なく、これに比べて一番高いといふ数字があつたことを私記憶して居るので、それとにかく日本の町を歩いて、ネオンサインを初め、週刊誌、ラジオ、テレビといふようなもので、今、高田さんがおっしゃいましたように、消費者を惑わすようなマスコミがはんなりして消費者を取り巻いて居る。マスコミの海軍戦術のようなものの中に消費者はおぼれて居るんじゃないか。私もこの間、去年だったか、日曜日うちにテレビを見ていましたら、民間放送で電気洗たく機の広告があつたのです。そうしましたら、新しい製品ができました、今までの古い電気洗たく機だったら、奥様方腰が痛い、肩がこつたでせよ、その点今度の新しい電気洗たく機はこうだといふことを言つていました。そうすると、聞いてる女房やみんな、腰が痛むのはやはり電気洗たく機が古いんだ、だから新しい電気洗たく機を買わなければならぬといふことと、聞きますと、そういうものを見ると、どこでも今度ポーチが出たら電気洗たく機を一つ買わな

ければいかぬといふことになる。そうすると、電気洗たく機はまだ使えるんだけれども、主婦はやはり新しい電気洗たく機を無理してでも買わなければならぬ。そうすると、少し余裕のある友だちに聞くと、電気洗たく機を三台も四台も持つていて、行つたら、持つていかないかといふ友だちも、余裕のある連中の中にはあつた。あらゆる商品についてはそういうことはいくらでも、従つて、言論統制といふことには私は反対なんですけれども、ヨーロッパなどもそういう誇大広告、欺瞞的な広告といふものを抑制する措置——ドイツだったかどこかでテレビなんかは民間は認めていないといふ話ですが、私は聞いたことがあるのですが、やはりそういう誇大広告、欺瞞広告は何とか抑制する必要があるんじゃないか。そうしてそれには研究費なり何なり、みんな物価にはね返つて居るわけなんです。それから、物価の面なりという面に戻つていかなければならぬ。そういう問題なども今度研究所で一つ大いに御検討、御研究願つたら、私は非常におもろいんじゃないかといふふうに考へておるわけです。

○西村(カ)委員 国民生活向上の尺度は、一つは主婦の家事労働の時間によつて測定できるのではないかと思つたのですが、それについて、高田さんは、現状から、家事労働に従事する時間の短縮、その目標をどういふ工合にお立てになつていらつしやるか。もう一つ、日本の生活の型としましては、耐久消費財なんかはうんと伸びておるけれども、食生活とか住宅といふようなものはアンバランスの形であるといふことで、そういうものを埋めなけれ

ばならぬことは当然でありますけれども、主婦の家事労働の時間が国民生活向上の尺度として一つ言えるのではなにかと思ひますが、どういふ工合にお考えでございますか。

○高田参考人 やはり家事労働の短縮ということは必要だと思ひます。私の調査表を持って参りませんでしたけれども、大体一日四時間から六時間を洗たくを含めて家事労働に使われているというデータがたしか出ていたと思ひます。ちよつと今はつきり覚えておりませんが、ただ家事労働の短縮ということは、生活を向上させる一つのデータになるということだけは申し上げられます。

○西村(力)委員 日本が男性横暴の歴史にだんだん終止符を打ってきたわけですが、そういう意味で女性の地位の向上ということは、生活環境の整備からという工合にいくことが日本のほんとうの近代国家になる道であると思ひております。せいぜいわれわれもがんばって参りたいと思ひます。

そこで、最後に企画庁にお尋ねいたしますが、先ほど高田さんは、消費者運動を実際にやっている人を三、四人入れてもらいたい、中林さんは、いろいろなデータを、消費組合あるいは労組その他でも十分国民消費生活の問題について調査をしておるといふことであります。そういう御意見は企画庁も率直に受け入れて、研究所の研究の中に、あるいはそういう意見を直接言える機会を与える、そういうような方法をとるべきであると思ひます。それについて企画庁の確たる御答弁を願ひたい。

○菅政府委員 研究所の参予の人選を

いたしますときには、今お話しした点を十分考慮したいと思ひており、また審議会の委員中にもそういう有力な方が入っておりますが、参予のことはなおさらそのことを考えたいと思ひます。

○板川委員 一つだけ。これは奥井さんと企画庁の次官にお伺ひします。先ほど高田さんと中林さんからお話が出たんですが、民間の委託調査費は、そういう会の性格からいって、無料で奉仕してほしい、こういう希望があった。これは民間で持ってきたものを無差別に無料でやるということは繁雑になつてなかなかできないと思ひますが、しかし、民間のそういう婦人団体とか生活協同組合なり、そういう団体で問題を出し、それが普遍的な内容を持つておる場合は、無料で研究をする、こういうことができるかどうかということ。

もう一つは、今の西村委員の質問にも関連をしますが、参予については、労働組合の代表あるいは婦人代表、生活協同組合の代表、その他実際に国民消費生活面のいろいろな問題をかかるところの代表、そういう運動をしてほしい、こういう要望がありました。その要望は大体受け入れられる予定でいられるでしょうか。この法案によりまして、会長が企画庁長官の認可を受けて参予は指名する、こういうことになつておられますが、そういう要望は受け入れられるものというふうに理解してよろしいか、この二点だけお伺ひします。

○田中(武)委員 時間がありませんので、續けて質問だけをして、答弁をしていただいて終わりたい、こう思ひます。

すので、残余の質問は私も放棄したいと思ひますが、ただ一点だけ奥井先生と一緒に御答弁願つたらけつこうと思ひます。

この社団法人国民生活研究所案内書というのをいただいております。この中に調査研究の対象としていろいろあがっております。そのうちで、舶来品の購入の動機、これを調査研究する、こういうふうにあがっております。貿易の自由化等との関係あるいは日本人の舶来品好み、こういった問題とかね合せて、今日では相当、国際収支の赤字等々の問題から考えまして、国産愛用というのを進産省あるいは特に東京の商工会議所あたりが中心になつてやっておるわけなんです。この舶来品の購入の動機とか、あるいは国産品と舶来品との問題等について何か研究せられた結果がありますれば、これは簡単に一つ聞かせていただきたい、こう思ひます。

○奥井参考人 第一問が参予の問題だと思ひます。私も参予の人選につきましても、お話がありましたように、今すぐここで何々組合、何々会といふことについて御同意と申し上げることはできませんけれども、今申しましたように、あらゆる方面——学識といふことがあつたんで、あるいはと思ひますが、これは経験といふことを今度それに置きかえればよろしいかと存じます。われわれの学識といふのは、必ずしも学問上の学識ではなくて、生活学の学でけつこうなんでありまして、これは広く取り入れることについて、いささかもよぶさかではございません。私自身あるいは企画庁自身も、自分の方にこういふ傾向があるからその仲間を

引つぱつてくるんだというふうなことでありますれば、私はこれは絶対に反対でございます。これは申し上げてよろしいと思ひます。

第二問は、民間から委託されたものは無料で、これはちよつと、無料でお引き受けたいと思ひます、そのぐらゐに申し上げたいのでございますが、御存じの通りの財政事情でございますので、非常に困難だらう。むしろ私たちは、もしそちらの方に調査費でもあつたならば、それに便乗させていたきたいというの本音でございます。本音で申し上げます。どこどこでかりにそういう調査をする、それでは私どもの方でもスタッフを出すから、一緒にやらせていただきたいということでございます。ただ、お説のありましたようなことはよくわかるんでございます。たとえば、こういうことを調査したいけれどもというふうな御希望があつても、その団体その他については調査の方法もない、あるいはあれもないというふうなことで、それで私は、官庁その他含めまして言うのですが、この調査とかいふようなものは、できるだけ事前に交付したいと思ひます。たとえば研究所はここでもつてこういう調査をしたいがどうか、そうすると、それにちよつと便乗すればそちらでも十分役に立つ個所があるでございまして、ところが、今のような式でございますので、封鎖的になつておりますから、ここでこの調査をやる、そつちの部局での調査をやる、向こうでその調査をやる。たまたま対象が一緒になつてしまふと、たとえば国民はしよつちやう調査ばかりされて何にもならない

じゃないかという、その調査を受けました対象の文句というのが多いのでございまして。事実見てみると、ほんの項目を加えるか、あるいはそれに一つ条件をつけられれば、そちらの方の調査にも十分にお役に立つといふようなこと

がございまして。こういう意味では、口だけではないかという御反論もあるかもしれませんが、そういう点考えてみて、今度われわれの方で調査をする、ほかの方でもそういうことと関連のあるものについてはどうか、こういう調査をするがどうか、それじゃそれに便乗して一つこういふ項目を入れてくれ、こういうところで調べてほしいというふうな御意見のあるような場合には、御協力は十分できると思ひます。

それから、ただいまの舶来品の問題については、やつてはいいないのでございまして。しかし、この国民生活の問題というのが、今それに触れておられますが、たとえば消費のアンバランスというふうなことからして、もつと国民所得というものを預貯金の方、資本造成の方に向けられるんじゃないかという大きな流れが背後にあることは、私承知いたしております。そういうような意味で、国産を奨励しなくちゃいけないんだ、あるいは外国品でなくちゃいけない、あるいはそれは悪いんだというのを当面の目標として出すこと

は現下の希望として、そういつた面もやってみたいということがある、大きな流れとしては確かに国産愛用の問題があります。国内産業の育成という問題もござります。それからまた、先ほどもありましたように、あまり消費のアンバランス、レジャー・ブームというものをマスコミによって書き立ててしまつて、はたしてそれでいいのかどうかというようなことは、逆にいえば、国内資本の造成というより大きな国策上の問題にからみ合つて、私どもはそういう背景のあることは百も承知しております。しかし、それなるがゆえに、この結論が出るような調査というのはいたしかねるということでございます。おそらくいづれも、私どもがこれから調査しようというような問題は、そういった日本の国の経済及び文化の問題に非常に重要な背景があるという、その背景の上に、あるいはそれを背負つて、科学的に調査をしていくことに相なつていふと思ひます。

○板川委員 ちよつと委託調査の問題で——それじゃ、こういふふうになるのでしょいか。委託調査が三十六年度の現在の社団法人の場合には一千万ですか、それが今度三十七年度の予算が一千万、こういふふうになりますね。この委託調査の一千二百万というのは、これは主として財界の調査を委託されたものをやつて、それから受ける収入ということなんでしょうか。それからもう一つ、たとえば参与の中にそういう団体の方がおられて、調査の項目というのは、参与会なりで大体の基本方針というのを事前にきめて、まあ目標を定める、こう言われて

おります。ですから、普通のなもので——消費構造なり消費性向というのとはほとんど変わってきますから、今までそれでやつていふと思つたけれども、新しい事態が生まれて、そうして研究所の方では、それを一応従来のしきたりでやる、これじゃどうも不十分だといふ場合には、実際大衆運動をやつておる人たちが一番最初に苦情を受けますから、そういう問題を持つてきて、参与会でこれを検討し、普遍的であつて研究に値するといふならば、それはそれに乗つて研究所としてその結論を出していく、こういうこともありませぬ。そういう意味では、そういう大衆団体が、結果的には無料で委託調査をお願いし、その結果を利用する、こういうことになるんだらうと思ひますが、いかがでしよるか。

○奥井参考人 ただいまのお話の御趣旨よくわかりましたので、十分承つておきたいと思ひます。事実見ておきますと、先ほどお話もありましたように、いづれも専門の深い研究者、学者といふものを動員しているせいでございますか、おそらくその人たちの考へていることと、それからこのお二人の参考人の方々が考へている生活ということと少し食い違い——食い違いじゃないのです。片一方が低くて片一方が高くて、えらいのだ、えらくないのだという問題じゃない。私は、この場で押えなければいけないのだと思つております。しかし、企画庁その他に對していろいろ意見を別にする場合であつても、やはり最終には方法が確定しませんと、いたずらに数字を集め、調査を重ねましても、一体これは何を意味するんだということになつて、最後の

結論を出すときにくつがえされるおそれがあります。その基本的なものを固めようというところに、今のところは、研究所の主力が向いているようでございます。そういう意味で参与会等におきまして、そういった実際生活団体というのをおかしのですが、実際生活団体が実際の問題をお出し下さるということですね、これは大へん歓迎いたしたいと思ひます。で、民間の委託調査をただで引き受けないかという問題でなく、そういうところから、何といひますか、発議、発案があつて、研究所と、これはいいじゃないか、やろうじゃないか、そうして、研究所としても、今の民間の生活団体というよりなものにしても、双方ともにそれで利益があるというようなことは今後重々あり得る問題と思ひます。門戸を開くことについては、決してやぶさかでないと思承知願ひたいと思ひます。

○早稻田委員長 この際参考人の皆様に一言ごあいさつを申し上げます。本日はきわめて御多用のところ、長時間にわたりまして貴重な御意見をお述べいただき、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。午後零時五十一分散会

第一類第九号

商工委员会議錄第十四号

昭和三十七年三月二日

昭和三十七年三月八日印刷

昭和三十七年三月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局